

主 管 局 號 及 付 日								合 議 局 號 及 受 送 月	
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號
送	受	送	受	送	受	送	受	送	受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

起 案
 大正十二年十一月二十一日
 警保局警務第三
 河原局
 課 長
 主任
 日

憲兵司令
 種子
 千代
 全張之陸清之不正之陸軍軍部
 事件

事件之調查之向ハ候ハ通テ奉答ナシ

丙

決 判 月 日 施 行 月 日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

成 復

82

横本様

第 第	第 第
送 送	送 送
月 月	月 月
日 日	日 日

官、通徑、河、右、中、
 重、王、也、
 本、支、別、為、大、臣、決、裁、之、後、ハ、コ、ソ、リ

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

寫

大正十三年二月五日

內務省 警保局長

靜岡縣知事宛

勝馬投票券發賣ノ競馬ニ關スル件回答

從來靜岡縣ニ於テ許可相成居候會社組合ノ開催ニ係ル勝馬投票施行ノ競馬ニ付各年四月三十日産番第三四三號ヲ以テ御照會有之候處本件競馬ハ競馬法第一條ノ範圍外ト認メ回法施行後ニ於テ七開催ヲ認答セラレ可然ト存候間御承用相成度候

退而本件ハ農商務省畜産局長及司法省刑事局長トノ協議ニ有之尤七畜産
局ニ於テハ勝馬投票ノ名義ハ之ヲ避ケ他ニ適當ノ名義ヲ用ヒラレ度又刑
事局ニ於テハ本件競馬法第一條ノ範圍外ニ屬スルモノト認メフレ候ニ付
實質ニシテ賭博罪又ハ當籤罪ニ該當セサルニ於テハ之カ關係ヲ認ムルセ
支障無之ト思考候旨申越候同御處理上ノ御參考迄ニ申添候
附記 本回答寫ハ各地方長官宛發送セラル

古
警保局警署第211號

警保局警署第211號

東京府警署

在府警署

東京府警署
局長 藤田

東京府警署
局長 藤田

本年三月廿一日
東京府警署
局長 藤田

10/15